東京大学大気海洋研究所規則

平成２２年３月２５日
役員会議決
東大規則第９０号
沿革

（趣旨）

第１条　この規則は、東京大学基本組織規則（以下「基本組織規則」という。）に定めるもののほか、東京大学に附置する大気海洋研究所の組織に関し必要な事項について定める。

（目的）

第２条　東京大学大気海洋研究所（以下「研究所」という。）は、海洋と大気に関する基礎的研究及び地球表層圏に関する統合的研究を行い、その科学的理解を深化させるとともに、将来の研究を担う人材を育成し、もって社会に貢献することを目的とする。

（教授会）

第３条　研究所に教授会を置く。

２　教授会は、研究所の研究・教育に関する重要事項について審議し、及び基本組織規則又はその他の規則によりその権限に属する事項を行う。

３　前２項のほか、教授会の組織その他必要な事項については、別に定める。

（所長）

第４条　研究所に、所長を置く。所長は、研究所の校務をつかさどり、その他基本組織規則の定める職務を行う。

２　所長の任期は、２年とする。

３　前２項のほか、所長に関し必要な事項については、別に定める。

（副所長）

第５条　研究所に、副所長若干名を置く。副所長は所長の職務を助ける。

２　前項のほか、副所長に関し必要な事項については、別に定める。

（研究系及び研究部門）

第６条　研究所に、次に掲げる研究系及び研究部門を置く。

気候システム研究系
　気候モデリング研究部門
　気候変動現象研究部門
海洋地球システム研究系
　海洋物理学部門
　海洋化学部門
　海洋地球科学部門
海洋生命システム研究系
　海洋生態系科学部門

海洋生命科学部門
海洋生物資源部門
（附属研究施設）
第７条　研究所に、基本組織規則第４４条の規定に基づき、次に掲げる附属研究施設を置く。
国際・地域連携研究センター
共同利用・共同研究推進センター
地球表層圏変動研究センター
２　前項のほか、研究所に必要に応じ附属施設を置くことができる。
（事務部）
第８条　研究所の事務を処理するため、事務部を置く。
２　事務部に関する事項は、別に定める。
（共同利用・共同研究拠点）
第９条　研究所は、学校教育法施行規則（昭和２２年文部省令第１１号）に定める共同利用・共同研究拠点である大気海洋研究拠点（以下「拠点」という。）として、他大学の教員その他の者で拠点の目的たる研究と同一の分野の研究に従事する者に、その施設を利用させることができる。
（協議会）
第１０条　研究所に、東京大学大気海洋研究所協議会（以下「協議会」という。）を置く。
２　協議会の組織及び運営に関する事項は、別に定める。
（運営委員会）
第１１条　研究所に、次に掲げる運営委員会を置く。
(1)　東京大学大気海洋研究所共同利用・共同研究運営委員会
(2)　東京大学大気海洋研究所研究船共同利用運営委員会
２　前項各号の運営委員会の組織及び運営に関する事項は、別に定める。
（細則への委任）
第１２条　この規則に定めるもののほか、この規則の実施について必要な事項は、別に定める。

附　則
（施行期日）
１　この規則は、平成２２年４月１日から施行する。
（経過措置）
２　第４条第２項の規定にかかわらず、平成２２年４月１日を始期とする所長の任期は、平成２３年３月３１日までとする。
附　則
この規則は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２９年７月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和６年１０月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和８年４月１日から施行する。

沿革

東京大学大気海洋研究所規則

体系情報

□第１編　組織及び運営
　▽第６章　附置研究所

沿革情報
◆平成２２年０３月２５日　　役員会議決
◇平成２６年０３月２７日
◇平成２９年０６月２９日
◇令和０４年０３月２４日
◇令和０６年０９月２６日
◇令和０８年０３月１９日